年金記録確認滋賀地方第三者委員会 第3部会(第42回) 議事要旨

- 1 日 時 平成21年6月2日(火) 13時30分から16時35分
- 2 場 所 年金記録確認滋賀地方第三者委員会 会議室 (大津市中央三丁目1番8号 大津第一生命ビルディング10階 Tit:077-523-2266)
- 3 出席者

(委員会第3部会) 阪口部会長、盛武委員、中岡委員、藤川委員 (事務室) 鹿子事務室長ほか事務室員10人

4 議 題

- (1) 申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- (2) 申立案件の審議
- (3) その他

5 会議経過

- (1) 事務室から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- (2) 厚生年金に係る事案 6 件(継続 3 件、新規 3 件)、国民年金に係る事案 8 件(継続 4 件、新規 4 件)の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な 届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等に ついて議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

- (3) 審議の結果、厚生年金事案について、3件の年金記録の訂正を不要とするよう判断した。 また、国民年金事案について、2件の申立てを認め、あっせん案を審議・決定するとともに、 1件の年金記録の訂正を不要とするよう判断した。
- (4) 次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回(第43回) は6月9日(火) 9時30分から、次々回(第44回)は6月16日(火)13時30分から開催することとなった。

年金記録確認滋賀地方第三者委員会 第2部会(第67回) 議事要旨

- 1 日 時 平成21年6月3日(水) 13時30分から16時45分
- 2 場 所 年金記録確認滋賀地方第三者委員会 会議室 (大津市中央三丁目1番8号 大津第一生命ビルディング10階 Tm: 077-523-2266)
- 3 出席者

(委員会第2部会) 羽座岡部会長、物江委員、横江委員 (事務室) 鹿子事務室長ほか事務室員8人

4 議 題

- (1) 申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- (2) 申立案件の審議
- (3) その他

5 会議経過

- (1) 事務室から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- (2) 厚生年金に係る事案 5 件(継続 2 件、新規 3 件)、国民年金に係る事案 5 件(継続 2 件、新規 3 件)の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な 届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等に ついて議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

- (3)審議の結果、厚生年金事案について、2件の申立てを認め、あっせん案を審議・決定した。 また、国民年金事案について、2件の年金記録の訂正を不要とするよう判断した。
- (4) 次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回(第68回) は6月10日(水)13時30分から、次々回(第69回)は6月17日(水)13時30分から開催することとなった。

年金記録確認滋賀地方第三者委員会 第1部会(第66回) 議事要旨

- 1 日 時 平成21年6月4日(木) 13時30分から16時00分
- 2 場 所 年金記録確認滋賀地方第三者委員会 会議室 (大津市中央三丁目1番8号 大津第一生命ビルディング10階 Tat:077-523-2266)
- 3 出席者

(委員会第1部会) 岩崎委員長(部会長)、川辺委員、後藤委員、十二里委員 (事務室) 鹿子事務室長ほか事務室員9人

4 議 題

- (1) 申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- (2) 申立案件の審議
- (3) その他

5 会議経過

- (1) 事務室から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- (2) 厚生年金に係る事案 4 件(継続 3 件、新規 1 件)、国民年金に係る事案 4 件(継続 2 件、新規 2 件)の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な 届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等に ついて議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

- (3) 審議の結果、厚生年金事案について、3件の年金記録の訂正を不要とするよう判断した。
- (4) 次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回(第67回) は6月11日(木)13時30分から、次々回(第68回)は6月16日(火)9時30分から開催することとなった。

年金記録確認滋賀地方第三者委員会 第3部会(第43回) 議事要旨

- 1 日 時 平成21年6月9日(火) 9時30分から11時30分
- 2 場 所 年金記録確認滋賀地方第三者委員会 会議室 (大津市中央三丁目1番8号 大津第一生命ビルディング10階 Tit:077-523-2266)
- 3 出席者

(委員会第3部会) 阪口部会長、中岡委員、藤川委員 (事務室) 鹿子事務室長ほか事務室員8人

4 議 題

- (1) 申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- (2) 申立案件の審議
- (3) その他

5 会議経過

- (1) 事務室から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- (2) 厚生年金に係る事案 5 件(継続 2 件、新規 3 件)、国民年金に係る事案 6 件(継続 3 件、新規 3 件)の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な 届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等に ついて議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

(3) 審議の結果、厚生年金事案について、1件の申立てを認め、あっせん案を審議・決定するとともに、1件の年金記録の訂正を不要とするよう判断した。

また、国民年金事案について、1件の申立ての一部を認め、あっせん案を審議・決定するとと もに、2件の年金記録の訂正を不要とするよう判断した。

(4) 次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回(第44回) は6月16日(火)13時30分から、次々回(第45回)は6月23日(火)13時30分から開催することとなった。

年金記録確認滋賀地方第三者委員会第2部会(第68回)議事要旨

- 1 日 時 平成21年6月10日(水) 13時30分から16時25分
- 2 場 所 年金記録確認滋賀地方第三者委員会 会議室 (大津市中央三丁目1番8号 大津第一生命ビルディング10階 Tm: 077-523-2266)
- 3 出席者

(委員会第2部会) 羽座岡部会長、中川委員、物江委員、横江委員 (事務室) 鹿子事務室長ほか事務室員7人

4 議 題

- (1) 申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- (2) 申立案件の審議
- (3) その他

5 会議経過

- (1) 事務室から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- (2) 厚生年金に係る事案 3件(継続 2件、新規 1件)、国民年金に係る事案 4件(継続 1件、新規 3件)の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な 届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等に ついて議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

- (3)審議の結果、厚生年金事案について、1件の年金記録の訂正を不要とするよう判断した。 また、国民年金事案について、1件の年金記録の訂正を不要とするよう判断した。
- (4) 次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回(第69回) は6月17日(水)13時30分から、次々回(第70回)は6月24日(水)13時30分から開催することとなった。

年金記録確認滋賀地方第三者委員会 第1部会(第67回) 議事要旨

- 1 日 時 平成21年6月11日(木) 13時30分から15時45分
- 2 場 所 年金記録確認滋賀地方第三者委員会 会議室 (大津市中央三丁目1番8号 大津第一生命ビルディング10階 Tat:077-523-2266)
- 3 出席者

(委員会第1部会) 岩崎委員長(部会長)、川辺委員、後藤委員、十二里委員 (事務室) 藤井事務室次長ほか事務室員7人

4 議 題

- (1) 申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- (2) 申立案件の審議
- (3) その他

5 会議経過

- (1) 事務室から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- (2) 厚生年金に係る事案 4 件(継続 2 件、新規 2 件)、国民年金に係る事案 3 件(継続 1 件、新規 2 件)の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な 届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等に ついて議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

(3)審議の結果、厚生年金事案について、1件の申立てを認め、あっせん案を審議・決定するとともに、1件の年金記録の訂正を不要とするよう判断した。

また、国民年金事案について、1件の年金記録の訂正を不要とするよう判断した。

(4) 次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回(第68回) は6月16日(火) 9時30分から、次々回(第69回)は6月25日(木)13時30分から開催することとなった。

年金記録確認滋賀地方第三者委員会 第1部会(第68回) 議事要旨

- 1 日 時 平成21年6月16日 (火) 9時30分から11時30分
- 2 場 所 年金記録確認滋賀地方第三者委員会 会議室 (大津市中央三丁目1番8号 大津第一生命ビルディング10階 Tm:077-523-2266)
- 3 出席者

(委員会第1部会) 岩崎委員長(部会長)、川辺委員、後藤委員、十二里委員 (事務室) 鹿子事務室長ほか事務室員8人

4 議 題

- (1) 申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- (2) 申立案件の審議
- (3) その他

5 会議経過

- (1) 事務室から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- (2) 厚生年金に係る事案 4 件(継続 1 件、新規 3 件)、国民年金に係る事案 1 件(継続 1 件)の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な 届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等に ついて議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

- (3) 審議の結果、厚生年金事案について、1件の申立てを認め、あっせん案を審議・決定した。
- (4) 次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回(第69回) は6月25日(木)13時30分から、次々回(第70回)は7月2日(木)13時30分から開催することとなった。

年金記録確認滋賀地方第三者委員会 第3部会(第44回) 議事要旨

- 1 日 時 平成21年6月16日(火) 13時30分から15時50分
- 2 場 所 年金記録確認滋賀地方第三者委員会 会議室 (大津市中央三丁目1番8号 大津第一生命ビルディング10階 Tit:077-523-2266)
- 3 出席者

(委員会第3部会) 阪口部会長、盛武委員、中岡委員、藤川委員 (事務室) 鹿子事務室長ほか事務室員9人

4 議 題

- (1) 申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- (2) 申立案件の審議
- (3) その他

5 会議経過

- (1) 事務室から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- (2) 厚生年金に係る事案 6 件(継続 3 件、新規 3 件)、国民年金に係る事案 7 件(継続 4 件、新規 3 件)の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な 届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等に ついて議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

- (3) 審議の結果、厚生年金事案について、3件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。 また、国民年金事案について、1件の申立てを認め、あっせん案を審議・決定するとともに、 3件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。
- (4) 次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回(第45回) は6月23日(火)13時30分から、次々回(第46回)は6月30日(火)13時30分から開催することとなった。

年金記録確認滋賀地方第三者委員会第2部会(第69回)議事要旨

- 1 日 時 平成21年6月17日(水) 13時30分から16時30分
- 2 場 所 年金記録確認滋賀地方第三者委員会 会議室 (大津市中央三丁目1番8号 大津第一生命ビルディング10階 Tm: 077-523-2266)
- 3 出席者

(委員会第2部会) 羽座岡部会長、中川委員、物江委員、横江委員 (事務室) 鹿子事務室長ほか事務室員7人

4 議 題

- (1) 申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- (2) 申立案件の審議
- (3) その他

5 会議経過

- (1) 事務室から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- (2) 厚生年金に係る事案 2 件 (新規 2 件)、国民年金に係る事案 4 件 (継続 4 件)の審議を行った。 厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な 届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等に ついて議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

- (3) 審議の結果、国民年金事案について、3件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。
- (4) 次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回(第70回) は6月24日(水)13時30分から、次々回(第71回)は7月1日(水)13時30分から開催することとなった。

年金記録確認滋賀地方第三者委員会 第3部会(第45回) 議事要旨

- 1 日 時 平成21年6月23日(火) 13時30分から16時00分
- 2 場 所 年金記録確認滋賀地方第三者委員会 会議室 (大津市中央三丁目1番8号 大津第一生命ビルディング10階 Tit:077-523-2266)
- 3 出席者

(委員会第3部会) 阪口部会長、盛武委員、藤川委員 (事務室) 藤井事務室次長ほか事務室員8人

4 議 題

- (1) 申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- (2) 申立案件の審議
- (3) その他

5 会議経過

- (1) 事務室から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- (2) 厚生年金に係る事案 4 件(継続 2 件、新規 2 件)、国民年金に係る事案 8 件(継続 5 件、新規 3 件)の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な 届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等に ついて議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

- (3) 審議の結果、厚生年金事案について、1件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。 また、国民年金事案について、1件の申立てを認め、あっせん案を審議・決定するとともに、 4件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。
- (4) 次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回(第46回) は6月30日(火)13時30分から、次々回(第47回)は7月7日(火)13時30分から開催することとなった。

年金記録確認滋賀地方第三者委員会 第2部会(第70回) 議事要旨

- 1 日 時 平成21年6月24日 (水) 13時30分から16時15分
- 2 場 所 年金記録確認滋賀地方第三者委員会 会議室 (大津市中央三丁目1番8号 大津第一生命ビルディング10階 Tm: 077-523-2266)
- 3 出席者

(委員会第2部会) 羽座岡部会長、中川委員、物江委員、横江委員 (事務室) 鹿子事務室長ほか事務室員9人

4 議 題

- (1) 申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- (2) 申立案件の審議
- (3) その他

5 会議経過

- (1) 事務室から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- (2) 厚生年金に係る事案 4 件(継続 2 件、新規 2 件)、国民年金に係る事案 4 件(継続 2 件、新規 2 件)の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な 届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等に ついて議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

- (3)審議の結果、厚生年金事案について、1件の申立てを認め、あっせん案を審議・決定した。 また、国民年金事案について、2件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した。
- (4) 次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回(第71回) は7月1日(水)13時30分から、次々回(第72回)は7月9日(木)9時30分から開催することとなった。

年金記録確認滋賀地方第三者委員会 第1部会(第69回) 議事要旨

- 1 日 時 平成21年6月25日(木) 13時30分から15時30分
- 2 場 所 年金記録確認滋賀地方第三者委員会 会議室 (大津市中央三丁目1番8号 大津第一生命ビルディング10階 Tat:077-523-2266)
- 3 出席者

(委員会第1部会) 岩崎委員長(部会長)、川辺委員、後藤委員、十二里委員 (事務室) 鹿子事務室長ほか事務室員9人

4 議 題

- (1) 申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- (2) 申立案件の審議
- (3) その他

5 会議経過

- (1) 事務室から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- (2) 厚生年金に係る事案 9 件(継続 6 件、新規 3 件)、国民年金に係る事案 5 件(継続 3 件、新規 2 件)の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な 届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等に ついて議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

(3)審議の結果、厚生年金事案について、1件の申立てを認め、あっせん案を審議・決定するとともに、5件の年金記録の訂正を不要とするよう決定をした。

また、国民年金事案について、2件の申立てを認め、あっせん案を審議・決定するとともに、 1件の年金記録の訂正を不要とするよう決定した

(4) 次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回(第70回) は7月2日(木)13時30分から、次々回(第71回)は7月9日(木)13時30分から開催することとなった。

年金記録確認滋賀地方第三者委員会 第3部会(第46回) 議事要旨

- 1 日 時 平成21年6月30日 (火) 13時30分から15時45分
- 2 場 所 年金記録確認滋賀地方第三者委員会 会議室 (大津市中央三丁目1番8号 大津第一生命ビルディング10階 Tit:077-523-2266)
- 3 出席者

(委員会第3部会) 阪口部会長、盛武委員、中岡委員、藤川委員 (事務室) 鹿子事務室長ほか事務室員9人

4 議 題

- (1) 申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- (2) 申立案件の審議
- (3) その他

5 会議経過

- (1) 事務室から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- (2) 厚生年金に係る事案7件(継続4件、新規3件)、国民年金に係る事案4件(継続2件、新規2件)の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な 届出を行っているか等を総合的に考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等 について議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

- (3)審議の結果、厚生年金事案について、3件の年金記録の訂正を不要と判断した。 また、国民年金事案について、1件の年金記録の訂正を不要と判断した。
- (4) 次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回(第47回) は7月7日(火)13時30分から開催することとなった。